

インドネシア共和国保健省と三重県との間の
介護福祉士・看護師としての就労に向けた
介護・看護分野の人材育成に関する覚書

インドネシア共和国保健省と三重県（以下、「両者」という。）は、

両者が、インドネシアの保健医療人材の能力開発を通じて、三重県における介護福祉士および看護師としての就労に向けた介護・看護分野の人材育成を促進することで、友好的な協力関係を築く意向を確認する。

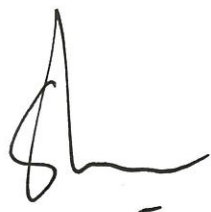
両者は、2020年10月ジャカルタにてインドネシア共和国政府と日本国政府との間で署名された保健分野における協力に関する覚書を考慮する。

両者は、インドネシア共和国および日本国の法令に従い、両者の資源と強みを活用し、インドネシアの保健医療人材の能力開発を通じて三重県における介護福祉士および看護師としての就労に向けた介護・看護分野の人材育成を促進することを望む。

本覚書は、両国の現行法と規則に従う。

両者は以下の通りに了解した。

インドネシア共和国保健省



アリアンティ アナヤ

保健医療人材総局長

三重県



一見 勝之

知事

第1項
目的

本覚書の目的は、インドネシアの保健医療人材の能力開発を通じて、三重県における介護福祉士および看護師としての就労に向けた介護・看護分野の人材育成を図り、相互の協力を強化するものであること。

第2項
協力の範囲

両者は、以下の分野における協力の発展を促進する。

1. インドネシア共和国保健省は、三重県内で介護・看護の分野で働く意欲のある人に対して、インドネシアの国立医療福祉大学に日本語課程を設置するなどの学習支援を図り、三重県へ人材を送り出すなど、積極的に取り組む。
2. 三重県は、インドネシアから来た人材が、三重県内において介護・看護分野の仕事に就くことができるよう、受け入れ支援を行う。
3. インドネシア共和国保健省と三重県は、インドネシアから来た人材の三重県内における就労に向けて、看護分野における人材育成や教育機関間の連携に取り組む。

第3項
協力の形態

本覚書の枠組み内での協力は、以下によって行われるものとする。

- a. 情報、知識および技術の交換
- b. 専門家および代表団の交換
- c. 専門家会議やカンファレンスへの参加
- d. トレーニングおよび能力の構築
- e. 共同プロジェクト
- f. 書面で相互に合意されたその他の協力形態

第4項
実施

1. 本覚書の実施は、プロジェクトのプログラム、期間、資金調達、協力活動の条件、関与する人員、そのほかの詳細な技術的事項の取り決めを通じて行われることとする。
2. 本覚書の実施を監視および評価する目的で、両者は年に少なくとも1回、定期的に会合する。このような会合のモダリティ（様式・形式）は両者間で合意される。会合が開催できない場合は、文書の交換によってそれを代替することとする。

第 5 項
財政手続き

本覚書の枠組み内で実施される協力活動に係る経費の財政手続きについては、資金の可用性に拠って、両者間で都度合意される。

第 6 項
機密保持

1. 両者は、本覚書の実施期間中に相手方から受け取った文書、情報、およびその他のデータの機密性および秘密保持に取り組むものとする。
2. 両者のいずれかが本覚書の実施から生じた機密文書、データ、情報、および相手方の所有物を第三者に開示する場合、開示する者は、開示が行われる前に相手方から事前に書面での同意を得るものとする。
3. 本覚書の終了または満了後は、本項に基づく参加者の権利および、義務に影響を与えない。

第 7 項
人員の活動制限

両者は、本覚書に関連する活動に従事する人員が、受け入れ国の政治的独立性、主権、および領土の完全性を尊重し、受け入れ国の内政に干渉しない義務があり、本覚書の実施と矛盾する活動を避けるようにする。

第 8 項
紛争の解決

1. 本覚書の解釈または実施に関する両者間の紛争は、両者間の協議または交渉によって友好的に解決される。
2. 本覚書に、法的な拘束力のある権利または義務を創設する意図はない。

第 9 項
修正

両者は、相互の書面による同意を得て、本覚書の任意の部分を見直すもしくは修正することができる。それらの修正は、両者が決定する日に発効し、本覚書の一部を構成する。

第 10 項
発効、期間、および終了

1. 本覚書の署名日に発効し、5 年間有効とする。
2. 両者のいずれからとも、終了予定日の 3 カ月前までに相手方に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。
3. 本覚書の終了後、両者が別途決定しない限り、この本覚書の下で進行中のプログラムおよびプロジェクトの有効性に影響を与えない。

本覚書は英語、インドネシア語、および日本語で各 2 通作成され、2024 年 7 月 30 日に三重県で署名され、各当事者が同効力の各 1 通を保有する。本覚書の解釈に相違が生じた場合は、英文が優先される。